

北九州市農業委員会  
第 11 回西部部会会議  
(令和 3 年度 9 月部会会議)

議 事 録

令和 3 年 9 月 1 0 日 (金)

**北九州市農業委員会**  
**第 1 1 回西部部会会議（令和 3 年度 9 月部会会議） 議事録**

**1 日 時** 令和 3 年 9 月 1 0 日（金）午後 2 時 2 5 分～午後 2 時 4 5 分

**2 場 所** 八幡西区役所折尾出張所 2 階 会議室

**3. 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 1 9 名

農業委員 7 名

本 田 春 夫      田 中 義 一      久 野 善 隆      倉 成 保 彦  
久保田 晴 彦      木 原 幹 雄      原 田 智 弘

農地利用最適化推進委員 1 2 名

福 田 甚 裕      梅 崎 正 和      千々和 義 孝      浦 邊 愛 二  
小 水 利 明      大 場 利 美      平 川 孝 男      善 明 勝 之  
大 庭 研 次      秋 山 誠      栗 山 重 隆      宮 野 誠 司

・欠席委員 2 名

農業委員 1 名

大 庭 喜 重

農地利用最適化推進委員 1 名

松 浦 正 伸

**4. 事務局出席者**

橋 本 事務局長      篠 田 次長      吉 田 係長

**5. 議 事**

**(1) 農地法関係**

**<議案>**

|          |                                     |     |
|----------|-------------------------------------|-----|
| 議案第 22 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について              | 2 件 |
| 議案第 23 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について              | 1 件 |
| 議案第 24 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について              | 1 件 |
| 議案第 25 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による決定について | 1 件 |

**<報告>**

|          |                                    |      |
|----------|------------------------------------|------|
| 報告第 48 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について | 3 件  |
| 報告第 49 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について | 8 件  |
| 報告第 50 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について    | 14 件 |
| 報告第 51 号 | 使用貸借権の解約について                       | 3 件  |
| 報告第 52 号 | 許可又は受理の取消願について                     | 1 件  |
| 報告第 53 号 | 許可又は受理の取下願について                     | 1 件  |

(2) 一般議案      なし

6. 傍聴人      なし

事務局      それでは、会議の進行を部会長にお願いします。

議 長      ただ今より、第11回西部部会会議を開催します。まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は19名です。欠席の委員は、6番の大庭委員と9番の松浦委員の2名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は、5番の本田委員、20番の原田委員です。よろしくお願いします。

本日の部会会議はコロナウイルス感染防止対策のため、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議です。報告事項と同様に事務局による個別の内容の説明は省略いたします。

議 長      議案審議に入る前に、前回保留となった農地法第3条の規定による許可申請の議案21号-3は、議案書16頁の「報告第53号の許可又は受理の取下願について」のとおり、「取下げ」となりましたので、報告をしておきます。

議 長      では、1頁の議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案2件です。

この件について、第2調査委員会で事前審査をしましたので、倉成調査長より報告をお願いします。

調査長      議案第22号-1から2の3条許可申請について、ご報告いたします。  
申請地1については、譲受人が季節野菜を中心に栽培を行う計画です。  
また、申請地2については、借り人が季節野菜や果樹栽培を行う計画です。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上、ご報告いたします。

議 長      ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いします。

議 長      ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長      ご異議は無いようですので、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

議 長      次に、3頁の議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」、本

議案は県知事許可事案1件です。

この件について、第2調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を倉成調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第23号の4条許可申請について、ご報告いたします。

申請地は、第1種農地及び第3種農地に該当しない「第2種農地」です。

申請地については、個人経営の青果店に関する資材等を保管するため、「無蓋資材置場及び無蓋駐車場」として農地を転用するものです。

隣接農地の所有者及び地元の水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく許可相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

議 長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

議 長

次に、4頁の議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は県知事許可事案1件です。

この件について、第2調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を倉成調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第24号の5条許可申請について、ご報告いたします。

申請地は、第1種農地及び第3種農地に該当しない「第2種農地」です。

申請地については、個人経営の建設会社が建設資材等を保管するため、「貸無蓋資材置場及び貸無蓋駐車場」として農地を転用するものです。

隣接農地の所有者及び地元の水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題なく許可相当という結論でした。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

議 長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

議 長

次に、5頁の議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

よる決定について」、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を倉成調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第25号について、ご報告いたします。

農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

この件につきましては、農地を売買するにあたって、一度「中間管理機構」が一時保有するための議案になります。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

議 長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。

議 長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。

他になければこれで農地法関係の議案等審議を終わります。

(意見なし)

議 長

それでは、一般議案に移ります。今回、一般議案はございません。

その他の連絡事項に入ります。事務局から連絡事項はありますか。

事務局

(事務局より「令和3年度上期農地パトロール結果について」を説明)

議 長

皆さまから何かありませんか。

(意見なし)

議 長

それではこれで、第11回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。